

## 【ご参考】

### 認定活動に対する寄付の税制優遇とは・・・

社団法人企業メセナ協議会は文化庁から特定公益増進法人の認定を受けています。そのため、当協議会の助成認定制度で認定された芸術活動に対する寄付は、当協議会を通じて申請者・申請団体に送金されることによって、次のような税制優遇措置を受けることができます。 「寄付」とは？～次ページの用語の説明 参照

#### 寄付者が企業の場合

##### 1. 企業が寄付する場合の税制優遇措置

企業が特定公益増進法人である企業メセナ協議会を通じて行なう寄付金は、当該企業に認められている一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金算入限度額が設定され、その合計額の枠内で損金として算入することができます。 「損金」とは？～次ページの用語の説明 参照

##### 2. 損金算入限度額とは・・・

企業が寄付をする場合、一定限度(損金算入限度額)を超えて寄付をすると、その超過額は経費(損金)とは認められず、寄付をしたうえに約40%もの税金が課せられてしまいます。例えば、企業が限度額を超えて10万円寄付をしたとすると、その寄付に対して約4万円の税金を課税されることとなります。前述の損金算入限度額は以下の式によって算出されます。(なお、資本金、出資金のない法人、公益法人、NPO法人等は別の算式となります。)

【一般寄付金の損金算入限度額】

$$\text{損金算入限度額} = (\text{資本等の金額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1,000 + \text{所得の金額} \times 2.5 / 100) \times 1 / 2$$

「資本等」、「所得の額」とは？～次ページの用語の説明 参照

##### 3. 助成認定制度を利用した場合の税制優遇措置の内容

前記1.で述べたとおり、助成認定制度で認定された芸術活動に対して企業が寄付をした場合は、その企業が基本的に持っている損金算入限度額とは別枠で、もうひとつの損金算入限度額が与えられ、その中で損金として処理することができます。すなわち損金算入限度額が増えるので、芸術活動への寄付も非常にし易くなるわけです。前記2.の例の場合、限度額が増えたことで寄付金が全額損金算入できるとすると、その企業は4万円の節税ができたこととなります。特定公益増進法人への寄付の損金算入限度額は以下の式によって算出されます。

【特定公益増進法人への寄付の損金算入限度額】

$$\text{損金算入限度額} = (\text{資本等の金額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1,000 + \text{所得の金額} \times 5 / 100) \times 1 / 2$$

2008年3月31日までは 所得の金額  $\times 2.5 / 100$

##### 4. 損金算入限度額の具体的な金額

損金算入限度額は前述した計算式のとおり、その企業の資本等の金額と、その年の所得の金額によって算出されます。したがって、資本金の大小や決算の状況によって、損金算入限度額も下表のとおり異なります。

（会社の規模による損金算入限度額の例）

	資本等の金額	所得の金額	一般寄付金の 損金算入限度額	特定公益増進法人に対する 寄付金の損金算入限度額
A社	10億円	40億円	5,125万円	1億125万円
B社	4億円	10億円	1,300万円	2,550万円
C社	4,000万円	1億4,000万円	180万円	355万円

##### 5. 税制優遇を受けるための手続き

企業がこの税制優遇措置を受けるには、税務申告書類に企業メセナ協議会が寄付金に対して発行する領収証および特定公益増進法人であることの証明書のコピーを添付する必要があります。

## 寄付者が個人の場合

### 1. 個人に対する税制優遇の内容

個人が特定公益増進法人である企業メセナ協議会を通じて行なう寄付金は、その年(1月～12月)の寄付金の合計額から5千円を差し引いた額が課税所得から差し引かれ、その結果、税金が減額または還付されることになります。ただし、税制優遇を受けることのできる寄付金額は、その人の総所得金額等の40%までとされています。こうした税制優遇は、一般的によく知られている医療費控除と同じような仕組みですが、医療費控除は医療にかかった費用の10万円を超える金額が課税所得から差し引かれるのに対して、当協議会の助成認定制度を利用した寄付金の場合には、特定公益増進法人にした寄付金額の5千円を超える金額が課税所得から差し引かれるので、より優遇されることになります。

「総所得金額等」とは？～後述の用語の説明 参照

### 2. 減額(還付)される税金の具体的な内容

寄付金額から5千円を差し引いた金額が、そのまま税金から引かれるわけではありません。寄付金額から5千円を差し引いた額が、所得税の対象となる課税所得の額から差し引かれます。

例えば、Aさんが10万円寄付したとします。そうすると、10万円 - 5千円 = 9万5千円が課税所得から減額されます。その場合、税金がいくら安くなるかはAさんの所得税の税率によります。Aさんの税率が仮に20%だとしたら、税金は以下の計算のとおり1万9千円減額(還付)されます。

< Aさんの場合 > 減額される課税所得 9万5千円 × Aさんの所得税率 20% = 1万9千円

### 3. 税制優遇を受けるための手続き

この税制優遇措置を受けるためには、寄付をした翌年の2月16日から3月15日までに所轄の税務署に行って、確定申告という手続きをすることが必要です。この場合、確定申告書に寄付金額など必要事項を記載し、企業メセナ協議会が寄付金に対して発行する領収証および特定公益増進法人の証明書のコピーを確定申告書に添付して提出します。

#### (用語の説明)

寄付とは・・・一般的に寄付とは、事業とは関係なく、対価を求めずに無償で提供される財産的な給付をいいます。

損金とは・・・会社は売上げなどから経費を引いて利益を計算します。税法ではこうした経費のことを損金といいますが、経費の中でも損金と認められないものがあるので、経費と損金では必ずしも一致するとは限りません。

資本等とは・・・資本等とは資本の金額と資本積立金額の合計額です。

所得の金額とは・・・企業に対する課税の対象となる所得金額(課税所得)で、税法上の定めによって算出されるものです。したがって、決算書に掲載される当期利益の額とは異なることがあります。

総所得金額とは・・・給料、配当金、利子、雑所得、一時所得などその人の1年間(1月～12月)のすべての所得金額をいいます。

この税制優遇の内容について、ご質問がある場合は以下にお願いいたします。  
社団法人企業メセナ協議会 助成認定制度担当：岡、内田 Tel：03-3213-3397  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-2 第一鉄鋼ビル1階 <http://www.mecenat.or.jp>

## 「助成認定制度」とは…

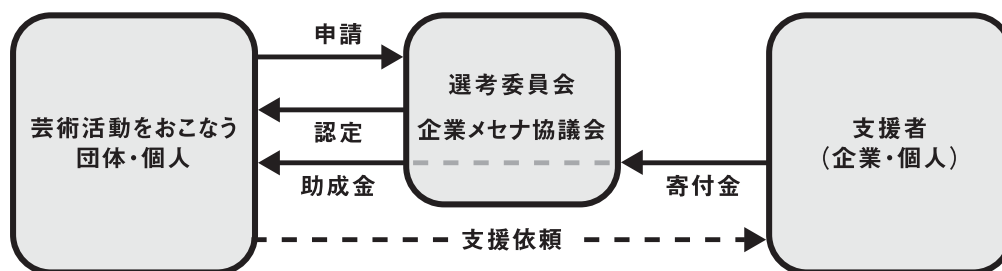
### 民間の芸術文化支援を税制面から促進する制度です

社団法人企業メセナ協議会は、1994年に文化庁より特定公益増進法人の認定を受けて「助成認定制度」をスタートさせました。これは、企業や個人が特定公益増進法人である協議会を通じて芸術・文化活動への寄付をおこなうと、税制上の優遇措置(※)が受けられる制度です。

具体的には、協議会から助成認定を受けた芸術・文化活動に対する支援金は、協議会が「寄付金」として一旦受け入れ、その同額を認定活動をおこなう団体・個人に「助成金」として交付します。この手続きにより、支援金は、実質的には支援先に届きますが、特定公益増進法人である協議会への寄付金として扱われ、支援企業・個人がそれを、「損金算入」もしくは「所得控除」することができるのです。これにより支援する側の税負担が軽減されて支援しやすくなり、ひいては芸術・文化活動をおこなう側が企業や個人からの寄付金を集めやすくなります。

なお、支援者から協議会を通じて送られる寄付金は、1件あたり、企業の場合は5万円以上、個人の場合は1万円以上(いずれも1万円単位)となっています。

芸術活動を計画している団体や個人がこの制度を用いて寄付を募ろうとする際には、活動ごとに「助成認定」を受ける必要があります。その活動が、申請の対象になるかどうかを「申請資格」で確認の上、所定の申請手続きを進めてください。



※ 特定公益増進法人への寄付金については、次のような税制上の優遇措置が認められています。

#### 【法人の場合】

一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、下記の算式の損金限度額まで損金として算入することができます。

特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額 = (資本等の金額 \*  $\frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{5}{100}$ ) \*  $\frac{1}{2}$

\*「資本等の金額」は、資本金と資本積立金額の合計額です。

#### 【個人の場合】

所得金額の40%を上限として、寄付金の合計金額から5千円を差し引いた金額が、課税所得から控除されます。

<優遇内容の詳細については、企業メセナ協議会ホームページの「助成認定制度とは」をご覧ください>

<http://www.mecenat.or.jp/>

#### 《ご留意いただきたい事項》 必ずお読みください

- ・企業メセナ協議会の助成認定制度は、協議会の資金を交付したり、協議会が企業からの資金を集めて認定活動に分配する制度ではありません。
- ・協議会は、企業等への支援要請の仲介や紹介は、おこなっておりません。申請者自らが直接、支援要請をおこなってください。
- ・認定前に支援者から受け取った寄付金や、協議会を経由せずに受け取った寄付金については、当制度を利用した際の税制優遇は受けられませんので、ご注意ください。
- ・助成認定制度をご利用になる場合は、認定活動1件につき5,000円の利用手数料がかかります。